

◎経済社会の構造の変化に対応した税

制の構築を図るための地方税法及び

地方法人特別税等に関する暫定措置

法の一部を改正する法律

(平成三年二月二日法律第一一五号)

一、提案理由(平成三年二月二日・衆議院総務委員会)

○片山国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案及び公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における扶養控除の見直し、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引き下げ、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を
税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律

並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。個人住民税につきましては、成年扶養控除の対象者を成年扶養親族のうち、年齢六十五歳以上七十歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等や合計所得金額が五百万円未満の納税義務者の成年扶養親族とするほか、退職所得に係る一〇％税額控除を廃止することとしております。また、寄附金税額控除の適用対象に、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち、都道府県または市区町村が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用下限額を二千円に引き下げることにしております。

その二は、納税環境の整備であります。納税者が更正の請求を行うことができる期間を五年に、課税庁が更正及び決定を行うことができる期間を五年に、それぞれ延長することとしております。また、脱税犯及び秩序犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直しを行うこととしております。

その他、税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行うこと
地方税法及び地方法人特別

としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○内閣修正(平成二十三年六月一日申出)の趣旨説明(平成二十三年六月一日)

○片山国務大臣 地方税法等の一部を改正する法律案中修正点の趣旨を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における扶養控除の見直し、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引き下げ、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引き上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うため、地方税法等の一部を改正する法律案を提出し、二月二十二日の当委員会におきまして提案理由を御説明申し上げ、これまで御審議をいただいていたところであります。

この法律案のうち、期限の到来する税負担軽減措置等を初めとして、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を

整備するための措置については、六月三十日の税負担軽減措置等の期限の到来等国民生活等への影響を勘案し、この法律案から削除するとともに、別途御審議いただくべく、別の法律案として六月十日に提出しております。この法律案に所要の修正を加えることについては、同日に本会議の御承諾をいただきました。

この法律案から削除せず存置する改正は、個人住民税における扶養控除の見直し及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等であり、この存置する法律案については、別に提出する法律案と区別するため、題名を経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案に改めることとしております。

以上が、今回の修正点の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○内閣修正(平成二十三年一月二八日申出)による修正後の提案理由(平成二十三年一月一七日)

○川端国務大臣 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要

な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における扶養控除の見直し及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、個人住民税の改正であります。個人住民税については、成年扶養控除の対象者を成年扶養親族のうち、年齢六十五歳以上七十歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等や合計所得金額が五百万円未満の納税義務者の成年扶養親族とするほか、退職所得に係る一〇％税額控除を廃止することとしております。

その二は、納税環境の整備であります。納税者が更正の請求を行うことができる期間を五年に、課税庁が更正及び決定を行

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律

うことができる期間を五年に、それぞれ延長することとしております。

なお、本法律案については、これまで御審議をいただいていたもののうち、施行日等について所要の修正を加えるとともに、地方税に関する税務調査手続の見直しに関する改正規定中、新たな税務調査手続の追加に係る規定については削除すること等としております。この法律案に所要の修正を加えることについては、十月二十八日に本会議の御承諾をいただきました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二三年一月二四日)

○原口一博君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、地方税法等改正案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における扶養控除の見直し及び退職所得に係る税額控除特例の廃止等を行うほか、

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別
税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律

二〇

更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等所要の措置を講じ
ようとするものであります。

.....(略).....

地方税法等改正案は、第七十七回国会の二月十五日の本会
議で趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託され、同月二
十二日の委員会において、片山総務大臣から提案理由の説明を
聴取した後、質疑を行いました。六月十日及び今国会の十月
二十八日の二度にわたる内閣修正が本院において承諾されたた
め、去る十一月十七日改めて川端総務大臣から提案理由の説明
を聴取いたしました。

.....(略).....

その後、三法律案及び両修正案について質疑を行い、質疑を
終局いたしました。次いで、討論を行い、各案について順次採
決いたしましたところ、まず、平成二十三年度地方交付税総額
特例法等改正案は全会一致をもって可決すべきものと決し、次
いで、防災財源確保法案及び地方税法等改正案に係る各修正案
及び修正部分を除く各原案はいずれも賛成多数をもって可決さ
れ、両案は修正議決すべきものと決しました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十三年二月二日)

○稲見委員 おはようございます。

ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を
代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容について御説明申
し上げます。

両修正案は、修正協議の結果を踏まえ提出するものであり、
その内容は次のとおりであります。

.....(略).....

次に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るた
めの地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案は、題
名を経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための
地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改
正する法律に改めるとともに、個人住民税における扶養控除の
見直しに関する規定を削除するものであります。

以上が、両修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十三年一月三〇日)

○藤末健三君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、
総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における退職所得の一〇％税額控除廃止、更正の請求期間の延長等の納税環境の整備等を行うとするものであります。

なお、本法律案につきましては、第百七十七回国会において、題名を改めるとともに、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制を整備するための措置について削除する等の内閣修正が、また、今国会において、地方税に関する税務調査手続の見直しに関する改正規定中、新たな税務調査手続の追加に係る規定を削除する等の内閣修正がそれぞれ行われております。

また、衆議院において、題名を改めるとともに、個人住民税における扶養控除の見直しに関する規定を削除する等の修正が行われております。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、震災復興特別交付税の交付対象と交付時期、緊急防災・減災事業で想定する具体的施策、税務調査における適切な質問検査の必要性、復旧・復興に係る予算執行の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律

して山下芳生委員より、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等改正案に反対する旨の意見が述べられました。

.....(略).....

次に、東日本大震災からの復興財源確保に係る地方税の臨時特例法案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等改正案につきましては、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

(注) 法律第一一五号は、当初「地方税法等の一部を改正する法律案」として提出されたが、内閣修正及び衆議院で題名が修正された。